

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立美原総合スポーツセンター条例における原状回復義務	
根拠条例等・条項	堺市立美原総合スポーツセンター条例 第7条	
所 管 課	文化観光局 (指定管理者)	スポーツ部 スポーツ施設課
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>(根拠条文) ○使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第4条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。</p> <p>(処分基準) 根拠条文に同じ</p> <p>○使用の許可の取消し等 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。 (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(堺市立美原総合スポーツセンター条例第4条第1項)</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞 <input type="checkbox"/> 弁明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	